

建設省厚契発第 42 号
建設省技調発第 193 号
建設省営計発第 115 号
平成 7 年 9 月 28 日

最終改正令和 7 年 11 月 27 日 国官会第 14554 号
国官技第 299 号
国営計第 120 号
国北予第 14 号

各地方建設局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

大臣官房 地方厚生課長
技術調査室長
官庁営繕部営繕計画課長

請負代金内訳書の提出について

請負代金内訳書については、従来の運用においては、工事請負契約書上請負者からの提出を求めていなかったところであるが、平成 7 年 10 月 1 日以降に締結する工事請負契約においては、下記のとおり請負代金内訳書の提出を求めることしたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、請負代金内訳書は、発注者及び請負者を拘束するものではなく、また、発注者は、請負代金内訳書について協議又は承諾を行うものではないことを念のために申し添える。

記

1 対象工事

請負代金内訳書の提出を求める工事は、契約書を作成する全ての工事とする。

2 請負代金内訳書の内容及び様式

(1) 請負代金内訳書の内容は、官庁営繕に係る工事以外の工事については、数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別に対応する金額を表示したもの

で、請負者の施工計画書に合致したものとする。官庁営繕に係る工事については、数量書に掲げる各種目、科目及び中科目に対応する金額を表示したもので、請負者の工程表に合致したものとする。

- (2) 請負代金内訳書の様式は、官庁営繕に係る工事以外の工事については、別紙様式－1によるものとし、官庁営繕に係る工事については、別紙様式－2によるものとする。

3 請負代金内訳書の提出方法

総括監督員は、請負者に対し、工事請負契約書に規定された期限までに、主任監督員を経由して請負代金内訳書を提出させるものとする。

附 則（令和3年3月31日国地契第68号等）

附 則（令和7年11月27日国官会第14554号等）

この通知は、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用する。